

ご結婚されたお二人へ!

江戸川区

結婚パスポート

EDOGAWA CITY MARRIAGE PASSPORT

区内に在住する結婚1年以内のお二人へ、区の公共施設などを利用できる結婚パスポート及び優遇利用券をお贈りします。

江戸川区の施設などが

お得にご利用できます!



交付対象者

下記の(1)から(3)の条件をすべて満たす方

- (1) 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出した方
- (2) お二人とも江戸川区に住民登録があること
- (3) 婚姻後、1年以内であること

なお、事実上の結婚生活を送っている方や同性パートナーシップ関係の方も対象となります。

申請方法

パソコン、スマホでマイナポータルから電子申請(マイナンバーカードがなくても申請できます。)

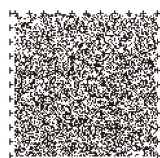
お問い合わせ・申請はこちらから

江戸川区結婚パスポート

検索



Uni-Voiceコード(表)
(音声コード)



ともに、生きる。
江戸川区

優遇利用施設一覧

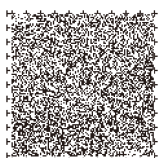
種類・対象施設	内容
区宿泊施設 宿泊補助券 ※予約時に結婚パスポート優遇利用券を利用する旨をお伝えください。	
穂高荘・塩沢江戸川荘・ホテルシーサイド江戸川	8千円×2枚
区宿泊施設 飲食補助券	
ホテルシーサイド江戸川 レストランシーサイド	1千円×6枚
文化・レクリエーション施設 利用券	
魔法の文学館（江戸川区角野栄子児童文学館） 葛西臨海水族園 葛西臨海公園ダイヤと花の大観覧車	各施設2回利用分
スポーツ施設 利用券	
総合体育館・スポーツセンター・スポーツランド スピアーズえどりくフィールド（陸上競技場） 水辺のスポーツガーデン 小松川さくらホール・小岩アーバンプラザ 区民館・コミュニティ会館（一部の施設を除く）	12回利用分 一般公開で個人利用が可能な施設 （卓球・バトミントン・温水プール・ トレーニングルーム・スポーツルーム等） 利用時間は各施設で定める単位時間・ 区分の範囲内
テニスコート 利用券	
スポーツランド・水辺のスポーツガーデン 小岩・谷河内・松江・西葛西の各テニスコート	1時間×2回利用分 ナイター利用を含む。
アイススケート場 利用券（開設期間10月～5月末）	
スポーツランドアイススケート場	2回利用分（一般公開分） 貸し靴を含む。
カヌー場 利用券	
新左近川親水公園カヌー場 多目的カヌー場	1時間×2回利用分（一般公開分） カヌーレンタルを含む。
映画鑑賞	
船堀シネパル（タワーホール船堀）	結婚パスポートの提示により 一人800円で鑑賞可能 回数制限なし
公衆浴場（銭湯）入浴券	
江戸川区内の各公衆浴場（スーパー銭湯を除く）	入浴料 6回分

利用方法

- (1) 受付窓口で結婚パスポートを提示の上、優遇利用券をお渡しください。
- (2) 結婚パスポートの提示がない場合は優遇利用はできません。
- (3) ご利用は結婚パスポートの交付を受けた方に限ります。

※結婚パスポートと優遇利用券の有効期間はともに交付から1年間です。

Uni-Voiceコード(裏)
(音声コード)



ともに、生きる。
江戸川区